

## 2 平成19年度に成立した主な法律等

法律名：戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律	
公布年月日：平成19年4月20日	施行年月日：平成19年10月1日
法律番号：29	主管部局：社会・援護局援護課
内容： 戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金等の額を、恩給の改定に準じて引き上げる等の改正を行ったものである。	

法律名：雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律	
公布年月日：平成19年6月8日	施行年月日：平成19年8月4日（一部は平成19年10月1日）
法律番号：79	主管部局：職業安定局総務課
内容： 人口減少下において、働く希望を持つすべての人の就業参加の実現を図るための雇用政策を的確に講じていくため、以下の改正を行った。	
<p>1 雇用対策の基本的方向 人口構造の変化等の経済社会情勢の変化に対応した雇用機会の確保を図ることを法の目的として追加するとともに、国の実施すべき施策として、青少年、女性、高齢者、障害者等の就業促進対策、外国人雇用対策、地域雇用対策等を明記する。</p> <p>2 青少年の応募機会の拡大 若者の能力を正当に評価するための募集・採用方法の改善等によって、その雇用機会の確保等を図ることを事業主の努力義務とするとともに、国は事業主が適切に対処するために必要な指針を定める。</p> <p>3 労働者の募集・採用における年齢制限禁止の義務化 これまで事業主の努力義務となっていた労働者の募集・採用における年齢制限の禁止について、義務化する。</p> <p>4 外国人の適正な雇用管理 事業主による外国人の雇用状況の届出を義務化するとともに、事業主が外国人労働者の雇用管理の改善等に適切に対処するために必要な指針を定める。</p> <p>5 雇用失業情勢の地域差の是正 地域雇用開発のための措置を講じる地域について、雇用失業情勢が特に厳しい地域と、雇用失業情勢が厳しい中で雇用創造に向けた意欲が高い地域の2類型に再編し、支援を重点化する。</p>	

法律名：社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律	
公布年月日：平成19年6月27日	施行年月日：平成20年3月1日
法律番号：第104号	主管部局：年金局
<p>1. 法律の趣旨： 海外在留邦人等が日本及び外国の年金制度に二重に加入することを防止し、また、両国での加入期間を通算することを目的とした社会保障協定締結の加速化を図るため、協定を実施するために必要な厚生年金保険法や健康保険法をはじめとする公的年金各法又は公的医療保険各法の特例等について、これまで締結した協定ごとに制定してきた7本の実施特例法に代えて、いずれの国との協定にも対応できるよう一般的・包括的に定めるもの。</p> <p>2. 法律の概要： 社会保障協定の実施に伴い、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 被保険者の資格に関する特例（二重加入の防止）</li> <li>2. 給付の支給要件等及び額の計算等に関する特例（年金加入期間の通算）</li> <li>3. その他（申請同等など）</li> </ol> <p>等の特例を設けたもの。</p>	

法律名：厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律	
公布年月日：平成19年7月6日	施行年月日：平成19年7月6日
法律番号：111	主管部局：年金局
<p>1. 法律の趣旨 年金記録の管理に対する国民の信頼を確保するため、既に年金を受給している方などについては、年金記録の訂正に伴い年金が増額した場合には、5年の消滅時効が完成していた給付についても支払い、今後年金を受給する方については、自動的に時効消滅しないための手当等を講じるもの</p> <p>2. 法律の概要</p> <p>(1) 時効に関する特例措置</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①既に年金を受給している方などに関する措置 既に年金を受給している方・受給するはずだった方（未支給のまま死亡した場合の遺族を含む）について、その方の記録が訂正され、年金が増額された場合、その時点で5年の消滅時効が完成していた部分についても支払うものとする。</li> <li>②今後年金を受給する方に関する措置 今後年金を受給する方の年金支給についても、①と同様、5年以上前の支払い分の年金が自動的に時効消滅しないよう法律上手当する。 * 5年以上前の支払分の年金について自動的に時効消滅することとしている会計法の適用除外措置を講じる。</li> </ol> <p>(2) 正確な年金記録の整備の責務 「政府は、年金個人情報について、被保険者、受給者その他の関係者の協力を得つつ、正確な内容とするよう万全の措置を講ずる」旨の責務を定める。</p>	

法 律 名：日本年金機構法	
公 布 年 月 日：平成19年7月6日	施行年月日：平成22年4月1日までに政令で定める日（平成22年1月予定）
法 律 番 号：109	主管部局：社会保険庁総務部総務課企画室
<p>1. 趣旨</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○公的年金制度は、全国民の強制加入を前提に、世代間扶養と所得再配分を行う仕組みであり、安定的な運営のためには、国民の信頼に応えることができる事業運営体制が不可欠である。</li> <li>○このため、社会保険庁を廃止し、厚生労働大臣が公的年金に係る財政責任・管理運営責任を担うこととする一方、新たに非公務員型の法人である日本年金機構を設置し、厚生労働大臣の直接的な監督の下で、一連の運営業務を担わせることとする。</li> <li>○この日本年金機構においては、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・能力と実績に基づく職員人事の徹底</li> <li>・民間企業へのアウトソーシングの推進</li> </ul> 等により、サービスの向上及び効率的かつ効果的な業務遂行の実現を図る。</li> </ul> <p>2. 国と日本年金機構の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○国は、公的年金に係る財政責任・管理運営責任を担う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・年金特別会計を備え、保険料の徴収・年金の支払は、国の歳入・歳出</li> <li>・年金手帳及び年金証書は、国（厚生労働大臣）の名義で発行</li> </ul> </li> <li>○日本年金機構は、厚生労働大臣から委任を受け、その直接的な監督下で、公的年金に係る一連の運営業務（適用・徴収・記録管理・相談・裁定・給付等）を担う。</li> </ul> <p>3. 強制徴収の委任</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○保険料の滞納処分は、厚生労働大臣の一定の監督の下で、法人に委任。</li> <li>○厚生労働大臣は、悪質な滞納者に対する滞納処分について必要があると認めるときは、法人からの申し出に基づき、滞納処分の権限を、財務大臣を通じて国税庁長官に委任できる。</li> </ul> <p>4. 民間へのアウトソーシングの推進（内閣官房「年金業務・組織再生会議」）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○次の事項について、学識経験者の意見を聴いた上で、政府が基本計画を閣議決定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・機構が自ら行う業務と委託する業務との区分その他の委託の推進についての基本的事項</li> <li>・機構の職員の採用についての基本的事項</li> </ul> </li> </ul> <p>5. 職員の採用（採否審査のための第三者機関）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○機構の設立委員が、労働条件及び採用基準を提示し、職員を募集。</li> <li>○設立委員は、人事管理の学識経験者の意見を聴いて、採否を決定。</li> </ul>	

法 律 名：中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律	
公 布 年 月 日：平成19年12月5日	施行年月日：平成20年1月1日（ただし、1（一時金に係る部分を除く）は平成20年3月1日、2は平成20年4月1日、4は公布の日）
法 律 番 号：127	主管部局：社会・援護局援護企画課中国孤児等対策室
<p>内容：</p> <p>中国残留邦人等の置かれている特別の事情に鑑み、その老後の生活の安定のため、特別の措置を講ずるものである。</p> <p>1. 国民年金の特例等</p> <p>永住帰国した中国残留邦人等で一定の要件を満たす者は、帰国前の国民年金制度に加入できなかった期間だけでなく、帰国後の期間についても、保険料を追納することができるものとする。国は、全期間の保険料相当額の一時金を支給することとし、その中から保険料追納分を控除して、当該中国残留邦人等に代わって保険料を追納する。</p> <p>2. 支援給付の実施</p> <p>国民年金の特例等の対象である中国残留邦人について、老齢基礎年金の支給に加えて、その者の属する世帯の収入が一定の基準に満たない場合には、老齢基礎年金による対応を補完する支援給付を行う。</p> <p>3. 譲渡等の禁止及び非課税措置等</p> <p>1の一時金及び2の支援給付は、譲渡、担保、差押えができない。また、租税その他の公課を課することができない。</p> <p>4. 訴訟費用の特例</p> <p>訴訟上の救助により支払が猶予された費用について、本法公布後、原告が訴訟を取り下げ、請求を放棄し、又は裁判上の和解をした場合は、国は、これを請求することができない。</p>	

法 律 名：最低賃金法の一部を改正する法律	
公 布 年 月 日：平成19年12月5日	施行年月日：公布日から1年以内に政令で定める日（平成20年7月1日）
法 律 番 号：129	主管部局：勤労者生活部勤労者生活課
<p>内容：</p> <p>地域別最低賃金がすべての労働者の賃金の最低限を保障する安全網として十全に機能するようにするため、国内の各地域ごとに決定することを義務付けるほか、決定基準の見直し及び罰金の上限額の見直しを行うとともに、産業別最低賃金の在り方を見直す等所要の改正を行う。</p> <p>1 地域別最低賃金の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各地域ごとに地域別最低賃金を決定しなければならないものとする（任意的設定→必要的設定）。</li> <li>・労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護との整合性も考慮するよう決定基準を明確化する。</li> <li>・地域別最低賃金の不払に係る罰金額の上限（2万円）を50万円に引き上げる。</li> </ul> <p>2 産業別最低賃金等の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業別最低賃金については、関係労使の申出により決定する（任意的設定）。</li> <li>・産業別最低賃金については、最低賃金法の罰則は適用しない（民事効）。</li> <li>・労働協約の拡張適用による最低賃金を廃止する。</li> </ul> <p>3 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・派遣労働者について、派遣先の地域（産業）の最低賃金が適用されるように整理する。</li> </ul>	

法 律 名：厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律	
公 布 年 月 日：平成19年12月19日	施行年月日：平成19年12月19日
法 律 番 号：131	主管部局：年金局
<p>1. 法律の趣旨</p> <p>厚生年金保険料を天引きされたが事業主から届出や保険料納付がないために年金記録がない事案について、年金記録確認第三者委員会への申立の早急な処理を図るため、被保険者が保険料を天引きされた事実を重視し、保険給付を行うための所要の措置を講じるもの。</p> <p>2. 法律の概要</p> <p>(1) 保険給付に関する特例</p> <p>年金記録に関する政府の専門機関の審議結果として、事業主が、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 被保険者から厚生年金保険料を源泉控除しながら、</li> <li>② 社会保険庁に納付したことが明らかでない</li> </ol> <p>との意見があった場合（被保険者資格の取得届を行っていた場合を除く。）には、社会保険庁長官は、被保険者の資格の確認又は標準報酬の改定等を行う。（被保険者が悪意の場合を除く。）</p> <p>※「年金記録に関する政府の専門機関」は、第三者委員会(政令上の機関)を想定。</p> <p>(2) 保険料の納付の特例等</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 事業主は、時効(2年間)消滅後であっても、納付すべきであった保険料を任意で納付することができることとし、社会保険庁長官は、その納付を勧奨する。（事業主が廃業等の場合には、元役員に納付を勧奨。）</li> <li>② 国は、(3)の公表後になお納付されなかった保険料相当額を負担する。</li> <li>③ 国は、②の国庫負担を行った場合は、被保険者が事業主に対して有する損害賠償等の請求権を取得する。</li> </ol> <p>(3) 事業主名等の公表</p> <p>社会保険庁長官は、保険料の任意納付の申出をしない又は納期限までに納付しない事業主名又は元役員の氏名を公表する。</p> <p>(4) 国会への報告</p> <p>政府は、概ね6月に1回、第三者委員会の審議結果や保険料納付の状況等法律の施行状況を国会に報告する。</p> <p>(5) 厚生年金基金等の特例</p> <p>厚生年金基金等による厚生年金の代行部分にも同様の措置を講じる。</p>	